

愛媛県職員（海技士（航海）・保健師・言語聴覚士・理学療法士・臨床工学技士）採用試験案内

平成23年6月20日  
愛媛県総務部管理局人事課

愛媛県職員採用（平成24年度採用）のための試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
海技士(航海)	1名程度	漁業取締船又は水産研究センター調査船の航海士として勤務します。
保健師	2名程度	本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
言語聴覚士	1名程度	県立病院又は子ども療育センターに勤務し、言語療法の業務に従事します。
理学療法士	1名程度	県立病院又は子ども療育センターに勤務し、理学療法の業務に従事します。
臨床工学技士	2名程度	県立病院に勤務し、生命維持管理装置の操作等の業務に従事します。

2 受験資格

次の及びをすべて満たす者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、試験区分ごとに次に該当するもの

試験区分	受験資格
海技士(航海)	6級海技士（航海）以上の免許を有する者又は平成24年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
保健師	保健師の免許を有する者又は平成24年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
理学療法士	理学療法士の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の方法等

試験・検査種目	配点	試験の内容
筆記試験	30点	短期大学卒業程度（海技士については高等学校卒業程度）の一般的知識及び知能についての教養試験（択一式50題）と各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能についての専門試験（論述式5題（海技士及び保健師は択一式20題））を行います。（解答時間3時間）
面接試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
作文試験	10点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

4 受験申込み

市販の履歴書（原則としてA3判二つ折又はA4判）に申込者の顔写真（カラー、脱帽、正面向き）を貼り、必要事項を記入のうえ、次のところへ提出してください。履歴書の提出が受験の申込みとなります。なお、提出された申込書類は、返却しません。

提出期限：平成23年7月14日（木）【消印有効】

提出先：愛媛県総務部管理局 人事課（電話番号 089-912-2176）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

履歴書には、受験資格となる免許の取得日（取得見込日を含む。）を必ず記載してください。

履歴書の枠外左上に、受験希望の職種（例「海技士（航海）」）を必ず明記してください。

## 5 試験日、試験実施場所

試験日 平成23年8月6日(土)及び8月7日(日)  
場 所 愛媛県庁第二別館  
その他 集合時刻などの詳細は、申込者に対して7月中旬までに通知します。7月25日(月)までに通知がない場合は、下記10の問い合わせ先まで連絡してください。

## 6 合格発表

平成23年9月下旬に、愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、受験した者全員に通知します。

## 7 採用日

原則として平成24年4月1日です。  
免許未取得者は、免許取得後(5月1日以降)の採用となります。

## 8 勤務条件(平成23年6月20日現在)

給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として次のとおり支給されます。

諸手当は、期末手当、勤勉手当のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

試験区分	学 歴	現行給料月額(新卒者の場合)		
海技士(航海)	大 学 卒	行政職給料表	1級25号給	172,940円
	短 大 卒		1級15号給	153,457円
	高 校 卒		1級5号給	140,702円
保 健 師	大 学 卒	医療職給料表(三)	2級11号給	201,964円
	短 大 3 卒		2級5号給	189,712円
言語聴覚士 理学療法士 臨床工学技士	大 学 卒	医療職給料表(二)	2級1号給	178,966円
	短 大 3 卒		1級17号給	167,718円

勤務時間・休日

- ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
- ・休日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日(12月29日から1月3日)です。

休暇等

- ・有給休暇として、年間20日(採用年は、4月1日採用の場合は15日)の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
- ・3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

## 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に総務部管理局人事課へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示請求期間	開 示 場 所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし基準に達しない試験又は検査がある場合は、順位に代えて当該試験又は検査種目名)	合格発表の日から1月間	総務部管理局 人 事 課

## 10 お問い合わせ先

受験手続その他については、愛媛県総務部管理局人事課へお問い合わせください。

[電話 089-912-2176]